

# 理容師国家試験及び美容師国家試験の実施に関する公告

理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）の規定に基づく、第54回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

令和8年5月1日

## 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 遠藤 弘良

### 1 試験期日

- (1) 理容師実技試験及び美容師実技試験 令和8年8月1日（土曜日）から
- (2) 理容師筆記試験及び美容師筆記試験 令和8年9月6日（日曜日）

### 2 試験地

- (1) 理容師実技試験 32都道府県（青森県、秋田県、茨城県、栃木県、富山県、長野県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、徳島県、香川県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県を除く各都道府県）
- (2) 美容師実技試験 43都道府県（富山県、滋賀県、高知県、宮崎県を除く各都道府県）
- (3) 筆記試験 北海道、岩手県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

### 3 試験の概要

試験課目及び受験資格等詳細については、「第54回理容師国家試験受験案内」又は「第54回美容師国家試験受験案内」（以下「受験案内」という。）に記載のとおりとする。

### 4 受験申込み

受験を希望する者は、RBCオンラインシステムを利用して受験申込みを行うこと。ただし、RBCオンラインシステムを利用して受験申込みができない場合は、受験願書（提出書類を含む。）の提出により受験申込みを行うことができる。

### 5 受験申込み期限

令和8年5月28日（木曜日）までに受験申込みを行うこと。

ただし、受験願書の提出により受験申込みを行う場合は、受験願書を令和8年5月28日（木曜日）まで（当日消印有効）に公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）へ簡易書留により郵送すること。

### 6 試験の一部免除

- (1) 第53回理容師国家試験又は第53回美容師国家試験で実技試験又は筆記試験のいずれかに合格した者は、申請により第54回試験において、その合格した試験を免除する。
- (2) 理容師又は美容師の免許を受けた者は、申請により理容技術理論又は美容技術理論を除く筆記試験を免除する。

### 7 受験手数料

受験手数料は34,700円とする。ただし、実技試験のみを受験する場合は18,800円、筆記試験のみを受験する場合は15,900円とする。

### 8 合格発表

試験の可否は、令和8年9月30日（水曜日）午前9時に試験センターに合格者の受験番号を掲示し、併せて試験センターホームページに掲載する。

また、受験申込み者全員に試験結果を同日に発送する。

### 9 受験案内等の配布

- (1) RBCオンラインシステムを利用して受験申込みを行う場合は、試験センターホームページに掲載する受験案内をダウンロードすること。
- (2) 受験願書の提出により受験申込みを行う場合は、令和8年5月7日（木曜日）以降に試験センターへ問い合わせること。